

林野庁委託事業「令和4年度途上国森林プロジェクト環境整備事業」

二国間クレジット制度を利用した
途上国における森林保全・植林プロジェクトの
新規案件形成に向けた現地調査

実施者 公募要領

令和4年5月

委託事業受託者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

1. 事業の目的について	4
2. 事業の内容について	4
3. 実施事業者の選定について	5
4. 事業の実施について	7
5. 公募案内	8
6. 個人情報保護について	9

1. 事業の目的について

途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（以下「REDD+」という。）は気候変動対策として重要な役割を果たすことから、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」第5条にもその実施と支援を奨励することが明記されています。また、パリ協定の実施ルールについては、2021年の第26回締約国会議（COP26）において、第6条の市場メカニズムや透明性など一部積み残しとなっていた論点が採択され、今後は本格的な実施が見込まれています。

こうした中、我が国は、パリ協定第6条に基づき、民間セクターが優れた技術等の普及や緩和活動を通じて炭素クレジットを獲得・活用し我が国の温室効果ガス削減目標にも貢献する二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を推進しており、これまでに17カ国（令和4年1月時点）と締結しています。林野庁としても、民間セクター主導によるJCMの下でのREDD+活動（以下「JCM-REDD+」という。）を推進することとしており、そのための環境整備、具体的にはREDD+関連のルール（ガイドライン類）について、JCM締結国（以下「パートナー国」という。）政府との協議・合意にむけた調整を行っています。これまでにカンボジア政府及びラオス政府との間でガイドライン類を策定しており、それに基づいて我が国の民間企業やNGOがJCM-REDD+プロジェクト登録に向けた手続きを進めているところです。また、JCM-REDD+の拡大に向け、他のパートナー国等とのガイドライン類の策定も目指しているところです。

これらを踏まえ、我が国の民間企業等によるJCMの下でのREDD+及び植林等のプロジェクトの新規案件形成を目的として、プロジェクトの対象地や活動内容を検討するための現地調査（実現可能性、期待できるクレジット量やプロジェクト規模等の調査を含む）を行います¹。

2. 事業の内容について

(1) 現地調査の概要

途上国におけるJCMの下でのREDD+及び植林等の新規プロジェクトの案件形成に向けて、途上国政府のニーズを踏まえつつ、プロジェクトの対象地や活動内容を検討するための現地調査（実現可能性、期待できるクレジット量やプロジェクト規模等の調査を含む）を行っていただきます。

(2) 現地調査の要件

現地調査は、以下の要件を満たすものとします。

- 事業の目的に適合していること（JCMの下でREDD+や植林等の活動を実施しクレジットを発行する新規プロジェクトの案件形成を目指すものであること）
- 案件形成を目指す新規プロジェクトが実施国の持続可能な開発に貢献するものであること

¹ 本現地調査は「令和4年度 途上国森林プロジェクト環境整備事業」の一貫として行うものです。

ること

- 案件形成を目指す新規プロジェクトが JCM プロジェクトとして登録され、かつ、クレジットが発行される可能性があるとは合理的に見込まれること
- (推奨事項) JCM パートナー国²での実施であること
- (推奨事項) 案件形成を目指す新規プロジェクトの対象地が特定されていること

(3) 現地調査実施者の要件

現地調査実施者は、以下の要件を満たすものとします。

- 現地調査を的確に遂行するに足る能力・実施体制が構築され技術的能力を有すること
 - とりわけ、コロナ禍においても途上国現地の実態を把握するための調査実施体制が構築できていること
- 現地調査を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること
- 現地調査に係る経理その他の事務について適切な管理体制・処理能力を有すること
- 明確な調査内容、案件形成を目指す新規プロジェクトによる効果、経費内訳等を示せること
- 「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙)に誓約できる者であること / 等

(4) 現地調査に対する支援額・件数

本現地調査の予算総額は 800 万円(税込)です。想定される支援額は 1 件あたり 400 万円程度(税込)、支援件数は 2 件程度とします。なお、最終的な応募状況に応じて、1 件あたりの支援額を調整する場合があります。

(5) 現地調査の期間

契約等の締結後から令和 5 年 2 月末日までとします。

3. 実施者の選定について

(1) 実施者の選定方法

現地調査の実施者は一般公募により、審査項目に基づく採点を行ったうえで選定します。採点結果をもとに、対象国等も考慮し、予算総額の範囲内において実施者を選定し、決定(内示)します。内示の時期は、内示の時期は、6 月下旬を目途とします。

(2) 審査方法

² モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン
(令和 4 年 4 月時点)

審査は、応募者より提出された書類に基づく書面審査により行います。なお、必要に応じて追加資料の提出やヒアリングを求めることがあります。

(3) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとします。

<p><調査実施体制の確実性> (20点)</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 応募者の経営健全性及び代表事業者としての調査実施能力 (10点)➤ 応募者の経験 (応募者が過去に REDD+や植林等に関する調査・事業の実施経験を有し、代替生計手段の導入・普及や関係者の能力向上トレーニング等の具体的な成果を上げているか) (10点) <p><案件形成を目指す新規プロジェクトの目的及び効果> (35点)</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 現地調査を通じて案件形成を目指す新規プロジェクトが、JCM の下で REDD+や植林等の活動を実施するものであり、クレジットが発行される可能性があるかと合理的に見込まれるか (20点)➤ 案件形成を目指す新規プロジェクトが実施されることにより、実施国の持続可能な開発に貢献するか (10点)➤ 現時点で GHG 排出削減・吸収量を試算できているか (5点) <p><調査計画の妥当性> (45点)</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 調査計画 (調査項目、調査サイトの決定、調査スケジュール等) が実現可能かつ、新規プロジェクトの案件形成に向けて効果的な内容となっているか (30点)➤ 案件形成を目指す新規プロジェクトが、現地政府・地方自治体・地域住民等において認識されているか。現時点で認識されていない場合、現地政府・地方自治体・地域住民等における認識の獲得が調査計画に含まれているか (10点)➤ 効果的で効率性に優れた経費が計上されており、費用対効果が高い調査となっているか (5点) <p><その他> (点数外、推奨事項)</p> <ul style="list-style-type: none">➤ JCM パートナー国³での実施であること➤ 案件形成を目指す新規プロジェクトの対象地が特定されていること
--

(4) 審査結果の通知

³ モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン
(令和4年4月時点)

審査結果については、応募者にメールで通知します（令和4年6月下旬を予定）。合わせて、選定された調査事業者を公表します。

選定の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

4. 事業の実施について

(1) 現地調査の開始について

現地調査の実施にあたっては、実施者と委託事業受託者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）の間で、現地調査の実施に関する委託契約（林野庁事業の再委託契約に相当）を締結します。委託契約締結後に初めて調査事業の開始が可能となります。実施者が他の事業者等と委託等の契約（林野庁事業の再々委託契約に相当）を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ① 契約日・発注日は現地調査に関する委託契約の締結日以降であること
- ② 現地調査に関する委託契約の完了までに精算が行われること

(2) 現地調査の実施状況の報告

現地調査の実施者には、調査開始時、及び調査開始後3回程度、調査内容及び進捗状況に関する報告を行っていただきます。報告は、林野庁及び委託事業受託者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）との面談にて行う予定です。

(3) 現地調査報告書の提出

現地調査の実施者には、現地調査の成果に関する報告書（日本語で記載したもの）を委託事業受託者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）に提出いただきます。必要に応じて、修正を依頼することがあります。

(4) 成果報告会の開催

我が国の民間事業者によるJCMの下での森林減少・劣化の抑制や植林等のプロジェクトへのさらなる参画を促進するため、現地調査で得られた学びや成果を広く公表するための「成果報告会」をオンライン等の形式で開催する予定です（令和5年2月頃を目途）。現地調査の実施者には、成果報告会への登壇を依頼することがあります。

(5) 現地調査に関する年間スケジュール

日程	内容
5月16日（月）	公募開始
6月6日（月）	応募締切
6月中旬	応募書類に基づく審査
6月下旬	審査結果の通知

日 程	内 容
7月上旬～7月中旬	委託契約の締結
	現地調査の開始（第1回打合せ）
9月下旬頃	実施状況の報告（第2回打合せ）
12月下旬頃	実施状況の報告（第3回打合せ）
1月末頃	実施状況の報告（第4回打合せ）
2月頃	成果報告会の開催
2月末	現地調査報告書の提出

5. 公募案内

(1) 応募方法

現地調査実施者については、以下のとおりご応募ください。

① 提出方法

公募受付期間内に応募に必要な提出物を、提出先にメールにて提出ください。

送信メールは、「JCM 森林プロジェクト現地調査応募書類の提出【応募者名】」の件名で、本文に応募者名、担当者名、担当者連絡先を記載してください。

② 公募受付期間

令和4年5月16日（月）～6月6日（月）【17時必着】

※ 原則として、期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が受付側の事情に起因しないものについては、受理できません。

③ 提出先、問い合わせ先

JCM 森林プロジェクト現地調査事務局

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

環境・エネルギーユニット 正垣、迫田、浅田

TEL : 03-6733-4957 電子メール : [redd@murc.jp](mailto:red@murc.jp)

(2) 応募に必要な提出物

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下のとおりです。

① 公募提案書（応募様式①）

6. 個人情報保護について

提出頂いた個人情報は、三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」〈<http://www.murc.jp/corporate/privacy>〉および「個人情報の取り扱いについて」〈<http://www.murc.jp/privacy/>〉に従って適切に取り扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、現地調査実施者の選定等に係る当社からの連絡に限って利用し、厳重に管理いたします。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

お預かりした個人情報を集計作業等のために他に委託することはありません。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

応募書類の必須項目には必ずご記入ください。必須項目にご記入頂けない場合は、選定の対象から外れる場合がございます。

(5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記の応募書類提出先までご連絡ください。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴社の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、応募書類の提出をもって誓約いたします。